**《企業提案型》都市計画法第３４条第１２号（産業系）区域指定運用方針**

企業誘致課・建築開発課

* **都市計画法第３４条第１２号（産業系）区域指定とは**

行田市都市計画マスタープランに位置付けられた土地利用検討ゾーンにおいて、「区域」及び「用途（流通業務施設・工業施設、商業施設）」を市が指定し、土地利用を図るもの。

* **区域指定要件**
1. 区域：行田市都市計画マスタープランにおいて、土地利用検討ゾーンに位置付けられていること。
2. 用途：〔流通業務施設〕準工業地域に立地可能な倉庫及び荷捌き場であること。

〔工業施設〕準工業地域に立地可能な工場であること。

〔商業施設〕小売業の店舗（店舗面積の合計が3,000㎡未満）、飲食店、又

は小売業の店舗及び飲食店の併設施設（当該用途に供する床面

積の合計が1万㎡以下）であること。

1. 道路：道路幅員9.0m以上の幹線道路の沿線であること。
2. 規模：概ね3,000㎡以上の一団地であること。
3. その他：〔地権者同意〕予定する指定区域内の全ての地権者が同意していること。

〔周辺への周知〕予定する指定区域周辺の住民へ周知が済んでいること。

～第１２号産業系（１社による企業提案型）工事着手までの流れ～

1. **上位計画との整合等について確認**

土地利用検討事前確認書（様式１）　（進出企業 ⇔ 企業誘致課）

進　出　企　業

約１ヶ月

　　　 　 　　　　　企業誘致課　　　　　土地利用計画案について関係各課に意見

照会　上位計画の整合・公共施設の影響等

　 　　 　　　　　　　　 土地利用検討事前確認結果通知書（様式２）

【目標期間】　事前確認申請書提出後、行田市との手続き期間を約　ケ月で工事着手

　　　　　　　　　　　　進出企業　　　　　・公共施設管理者と協議

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・地権者と交渉（１００％同意）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・予定区域周辺住民への周知

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・進出誓約書の提出

1. **庁内意思決定**

土地利用検討申出書（様式３）　（進出企業 ⇔ 企業誘致課）

　　　 　 　　　企業誘致課　　　　　　土地活用検討委員会　区域案検討

約２ヶ月

　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　庁議　部長級会議・市長決裁

　　　　　　　 　　 土地利用検討結果通知書（様式４）

1. **区域指定手続き**

土地利用区域指定申出書（様式５）　（進出企業 ⇔ 建築開発課）

建築開発課 　　　　　都市計画審議会　意見聴取

約３ヶ月

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 区域指定　市長決裁

１０

　　　　　 　住民周知　ＨＰ掲載

　　告示　区域指定による住民周知

1. **開発許可手続き**

開発許可申請書　（進出企業 ⇔ 建築開発課）

約４ヶ月

建築開発課　　　　　　開発事前協議

開発許可申請・許可